



宮 崎 県 公 報

平成19年2月1日（木曜日） 号外 第10号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

家畜伝染病発生の届出 -----（畜産課） 1

家畜伝染病の家畜等の移動の制限 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第84号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	羽数	発生場所（区域）	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	患畜	1	児湯郡新富町	平成19年2月1日

宮崎県告示第84号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 移動を制限する区域
(1) 宮崎市大字瓜生野の一部（ツプロケ谷、榎葉田、小岩谷、岩谷、市六ヶ谷、池木谷、大瀬町北、枝谷、池ノ谷、白砂ヶ谷及び下畑）、大字大瀬町の一部（スゲヶ追、イワシヶ谷、長迫、大崩、小崩、梅木谷、前田、柳丸、大師坊及び永田）、大字塩路の一部（地蔵出、野狐及び下川）、大字島之内の一部（鷲取、境下、日下、森田、内ノ丸、櫛山、野中、城川、憶、苅溝、成尾、保瀬方、瀬木、岩瀬、新開、松下、保木下、久保田、町ノ園、北浦、堀内、不動坊、下ノ園、新川、古川、弘崎、田中、北山、前田、櫛田、田代、下ノ田、野間、西代、尾方、松葉迫、寺田、君ヶ浦、馬出、宿森、中小路、宮本、萩崎、永池尻、鞍掛、千丈、茶葉原、唐池、四本松及び堂山）、大字広原及び佐土原町
(2) 西都市聖陵町1丁目、聖陵町2丁目、御舟町1丁目、御舟町

2丁目、桜川町1丁目、桜川町2丁目、水流崎町、中央町1丁目、中央町2丁目、有吉町1丁目、有吉町2丁目、有吉町3丁目、妻町1丁目、妻町2丁目、妻町3丁目、白馬町、上町1丁目、上町2丁目、中妻1丁目、中妻2丁目、旭1丁目、旭2丁目、下妻、右松1丁目、右松2丁目、右松3丁目、右松4丁目、右松5丁目、小野崎1丁目、小野崎2丁目、大字右松、大字妻、大字三宅の一部（四反畑、彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鶴山、仏久保、熊野田、池廻、長田、市ヶ園、川ノ上、土園、大形、松之内、東川久保、西川久保、先鶴、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、竹之脇、最所畑、清水前、茶嶋、大園前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、山王前畑、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、楠木上、楠木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽ヶ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、鳥廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向園、八反田、八反田木町、代手、下鎧、西原、上鎧、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、函師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、平田、山王田、壱丁田、笹ヶ礼、境野、新町、毘沙門及び下鶴）、大字清水、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字調殿、大字童子丸、大字茶臼原、大字穂北の一部（和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、坂ノ下、高野、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当園、瀬川、野竹、平原、内改、榎木田、原無田、小浪、平下、堀町、飯屋原、上野、圃、千畑、桜田、谷ノ前、松船、合ノ丸、東原、北代、仲川原、宗高、川仲嶋、長谷嶺、茶屋元、桑木原及び大木久保）、大字南方の一部（高附、添の坪、年ノ神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、上の畑、坂江、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、餅田、下原、菅原、八ヶ久保、卯の木、赤星、長仙、笹ノ田、堀内、町山附、町ノ前、立野、桑ノ木原、元地神、茶屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、寺家田、坂ノ下、永谷、宮畑、別府川、島代、土木手、長池、岡園、柿内、新分、伊東畑、大工畑、松木田、梅ノ木、伊左衛門、下中川原、中須、堀ノ口、寺ノ下、河久保、前水流、中水流、下水流、吉原、城平、柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、

山平、千田迫、伊勢地、車坂、羽根子、興惣次堀、松迫、吉ヶ迫、嶋台、一ノ迫、中ノ迫、杉尾、大塚原及び柳迫)、大字三納の一部(宮田、松本、羽子田、松本原、甚助原、大廻、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、白坪、青木、新田、湯牟田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、宮田、堂園、永野、式反田、松廻、榎木廻、岩穴廻、柿木廻、大山田、九月田、白山廻、榎木廻、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、上寺廻、下寺廻、赤目、赤目川原、後町、札立、盛、長谷場、北町外川原、赤目外川原、中川原、下川原、鶴田、久保田、上川原、才脇、大明神原、廻村、羽付原、鎌廻、松下、外園、野原田、堤下、小坂元、曲淵、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、高三納、鷹野、境田、前廻、苧弘、黒牟田、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米、貫地廻、大鳥、野間口、八反ヶ丸、下摩戸、和泉、高三納下及び戎田)、大字平郡の一部(宮ノ下、天神免、別府代、菰田、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、八反ヶ丸、大町、戸ノ丸、稲泉、石廻、振廻、大坪、小堤、釘坪廻、角力、尾寄、林原、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兔田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、高三納、尾能田、江子田、池田及び新開)、大字山田の一部(井出ヶ平、川原前、川原、瀬志子、屋敷田、仮屋田、下鶴、下水流、袋島、古川、前田、馬場田、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、堂免、内田、柳木ヶ丸、杳右衛門田、上屋敷、佐一田、伝蔵田、仲右衛門田、弥兵衛田、開田、一位迫、奈良木、下島、高橋、大迫、板ヶ迫及び駄良迫)、大字荒武の一部(彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐渡ヶ廻、佐渡ヶ浜、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菅蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ迫、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鷹渡、織渡、鬮分、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ツ谷、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、清田、八幡田、馬場田、園田及び延命寺原)、大字岩爪、大字鹿野田の一部(茶園園、五節句、馬場、中島、田久保、請閑、鶴崎、和田、河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、戎田、五反田、井之尻、屋敷下、中鶴、鳥子、萱野、森田、壱反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、滝山、青山、霧島、寺下、車ヶ瀬、井手下、水洗、鶴田、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通)、大字都於郡町、大字加勢の一部(鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、野間口、糞添、才ヶ迫、柳戸迫、八反ヶ丸、小迫、小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代、向鶴及び山下)、大字藤田の一部(長光寺前、上鶴、野下、湯地給、上代、倉爪、

三角田、王田、荒神面、鎧、藤栄、永田、高町、井添、長牟田、楠牟田、山下、横枕、百田、水溜、巨田江、岡ノ下、沖ノ田、上地、中園、堀之内、平畠及び外園)、大字上三財の一部(板ヶ迫及び門田前田)及び大字下三財の一部(向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、六升田、戸敷、古栄、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、永迫、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、新開、宮迫、山下、川久保、大島、鶴後、遊行瀬、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内、城ヶ下、角地、立山、下新田、北新田、上新田、高山、今嶋、古城下、柳ヶ丸、観音寺廻口、山下、中鶴、長割、彼岸田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原一)

- (3) 東諸県郡国富町大字三名の一部(亀の甲谷、上松尾、溝谷、下松尾、大谷、落合、後谷及び牧原)
- (4) 児湯郡高鍋町大字高鍋町、大字北高鍋、大字南高鍋、大字蚊口浦、大字上江及び大字持田の一部(黒瀬、松山、久保畠、打切、中村、小丸、三ノ平、兀ノ下、池端、古河、待居、濱河、久保田、堀川下、中河原、松ヶ鼻、正ヶ井手、小丸出口、宮越下、杉瀬、坂本、中尾、尾崎、嶋ノ下、平ノ下、東光寺、五反田、大門、持田、樋ノ本、勝り、上の塩入、高河原、勝り下、下河原、関所、西ヶ原、計塚、牛牧、鴨野、堂藪及び萩原下)
- (5) 児湯郡新富町
- (6) 児湯郡木城町大字椎木、大字高城の一部(下鶴河原、前畑、下鶴、松本、山下、柳ノ本、東宮田、河原田、藪村下、藪、町、園田、乙玉丸、横町、竹ノ本、町、城下、大萩原、堀内、下萩原、鳥居久保、岩戸口、外堀、永山、城山、高城、向河原、中河原、岸立、黒水川、仁君谷前田(町道溜水田神線の南側に係る区域に限る。)、仁君谷(県道都農綾線の南側に係る区域に限る。)、山塚(同県道の南側に係る区域に限る。)、木寺(同県道の南側に係る区域に限る。))及び廣谷)及び大字川原の一部(鏡、川間、川原、本村、内屋鋪、小平、持見、甲ヶ嶺、廣谷、百合野及び溜水)